

事務連絡
平成30年11月27日

北海道・札幌市・旭川市・函館市
保健衛生施設等施設・設備整備ご担当者様

北海道厚生局健康福祉部
健康福祉課健康福祉係

平成31年度保健衛生施設等施設・設備整備費
国庫補助金に係る整備計画書の提出について

標記補助金の交付については、昭和62年7月30日厚生省発健医第179号厚生事務次官通知の別紙「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」により行われています。

この補助金に係る実施計画策定に関し、あらかじめ平成31年度の整備計画を把握したいので、平成31年度に整備予定の施設・設備について該当がある場合には整備計画書を取りまとめいただき、期限までに提出して下さいますようお願いいたします。

なお、ご提出していただいた施設整備計画について、ヒアリングを実施させていただく場合がありますので念のため申し添えます。

1. 整備計画等の様式について

- (1) 整備計画内訳（施設整備事業のみ） ※電子媒体で提出
別添1「31整備計画内訳（施設）」のとおり。
記載にあたっては、平成30年度の例（別添2「（参考）30整備計画内訳（施設）」）を参考にしてください。また、ヒアリングの概要（間接補助事業の場合など）や特記事項があれば、様式任意で併せてご提出ください。
- (2) 整備計画一覧（設備整備事業のみ） ※電子媒体で提出
別添3「31整備計画一覧（設備）」のとおり。
- (3) 整備計画書 **※PDFファイルまたは紙媒体（正本1部、副本2部）で提出**
別添4「31整備計画書様式」とおり。
各施設の様式番号については、別添5「31様式一覧」を参照してください。昨年度からの修正点は別添6「31変更箇所一覧」にまとめてあります。記載にあたっては、別添7「31留意事項」にご留意ください。
また、記載例として、「【別添4】31 整備計画書様式（記載例）」を作成しましたので、参考としてください。

- (4) 今後5年間の整備計画予定表（施設整備事業のみ） ※電子媒体で提出
別添8「31～35整備計画予定表」のとおり。

平成31年度から平成35年度に予定している整備計画について記載してください。今後の予算要求や執行方針の参考としますので、漏れがないよう記載いただくとともに、計画の追加や変更がありましたら、その都度ご連絡いただくようお願いいたします。

計画はあるものの金額が未定の場合は、概算額または未定として記載してください。

- (5) その他参考資料

「行政手続コスト」削減のための基本計画」を踏まえ、「行政手続コスト」の削減に資する資料を同封しますので、参考としてください。

また、別添7「31留意事項」に記載の実施要綱等については、大きな変更がないため、昨年度送付したものをご使用ください。

2. 整備計画書の添付書類

別添4「31整備計画書様式」に記載のとおり各メニューに応じて添付してください。

- (1) 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

・非営利法人にあつては定款又は寄付行為及び収入支出予算書（又は見込書）抄本

※予算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入すること。

- (2) 建物の配置図、平面図、立面図、工事仕様書及び工事費目別内訳 【施設整備のみ】
(3) 年度別施設整備計画（2カ年以上の施設整備事業の場合） 【施設整備のみ】
(4) 見積書の写し等（複数が望ましい） 【設備整備のみ】
(5) カタログ等 【設備整備のみ】
(6) その他参考となる書類※整備計画書で、整備の理由書の添付が指示されている場合には、適宜添付すること。

3. 留意事項

(※別添7「31年度整備計画書提出にあたって留意すべき事項」も参照して下さい。)

- (1) 国庫補助所要額は、「保健衛生施設等施設・設備整備費の国庫補助について」（昭和62年7月30日厚生省発健医第179号）の別紙「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」（平成30年4月20日最終改正）に基づき算出してください。

- (2) 真に必要な施設整備事業及び設備整備事業についてのみ、整備計画書を提出してください。また、整備計画書提出後の内容変更や事業採択後の事業取り下げ等がないよう、整備計画を十分に精査の上、整備計画書を提出してください。

なお、原則、計画変更には応じられませんが、整備計画書の提出時点で予見できないやむを得ない事情により変更が生じる場合は、速やかにご連絡ください。

また、地域再生計画等との関係を確認し、整備後すぐに財産処分することのないようご注意ください。

- (3) 「整備計画内訳」(※施設整備のみ)の記載にあたっては、平成30年度の例(別添2「(参考)30 整備計画内訳(施設)」)を参考にするとともに、補助対象事業ごとに優先順位を備考欄に記載してください。また、特記事項があれば、様式任意で併せてご提出ください。
- (4) 耐震改修や耐震性能を高めるための改築等耐震化工事を行う場合は、整備計画書等にその旨を記載してください。
- (5) 施設整備事業、設備整備事業ともに整備計画額が予算額を超過した場合は、予算額の範囲内で交付するため、査定を行うこととなりますのでご承知おきください。
- (6) 平成26年度補正予算から「生活基盤施設耐震化等交付金(以下「交付金」という。)」が新設され、「保健衛生施設等の耐震化事業」も対象となっておりますが、整備計画書の提出の段階では切り分ける必要はありませんので、これまでどおり耐震化事業であっても、補助金の対象事業として提出いただきますようお願いいたします。
交付金は補助金と異なり、施設毎に交付されるわけではなく、「〇〇県 〇〇円」といった形で交付がされます。その交付された金額の中でどの事業(水道事業も含む)にどれだけ配分するかは都道府県の裁量となり、必ずしも要望通りの金額が配分されるとは限りません。
一方、(5)で記載のとおり、要望額が予算額を超える場合には、補助金で採択できない事業が生じる可能性があることから、上記を踏まえた上で、補助金で採択ができない場合に交付金で申請を希望する事業は、別添8「31～35 整備計画予定表」の「交付金」欄に「○」と記載いただくとともに整備計画書に耐震改修や耐震性能を高めるための改築等耐震化工事である旨を記載いただきますようお願いいたします。
- (7) 例年、提出書類に不備が散見され、照会や修正に時間を要しています。よくある不備をもとに、最低限チェックしていただきたい事項を以下に列挙しますので、整備計画書等の提出にあたっては十分ご確認くださいようお願いいたします。
- 様式に記載漏れがないか。
 - 様式に記載されている添付書類が漏れなく添付されているか。
 - 書類上の齟齬(見積書と様式上の金額が異なっている等)がないか。
 - 総事業費は補助対象となる事業費の合計であるか(補助対象外の事業費は含めない。)
 - 金額に消費税が含まれているか。
 - 歳入歳出予算書に補助金にかかる収支が記載されているか。

4. 整備計画書の提出期限について

- ・ 1の(1)～(3)・・・平成31年1月17日(木) 必着(厳守)
- ・ 1の(4)・・・平成31年1月9日(水) 必着(厳守)

5. 提出先

厚生労働省 北海道厚生局 健康福祉部 健康福祉課

(〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎8階)
(E-mail : hkkousei003@mhlw.go.jp)

6. ヒアリング時期等（予定）

- (1) 時期：平成31年1月21日（月）以降
- (2) 場所：北海道厚生局内
- (3) 対象：該当事業については整備計画書を精査した上で個別に連絡致します。

本件担当：

厚生労働省 北海道厚生局 健康福祉部
健康福祉課 健康福祉係 三谷
電話：011-709-2311（内線 3921）